

「BIS規制」見直し第2次市中協議案:Q & A

問1 見直し後のBIS規制はどのような構成となるのか。

1. 見直し後の姿は、以下の三つの柱からなっている。

第一の柱 最低自己資本比率規制

現行BIS規制に相当する。分子(資本の定義)や最低比率(8%)は現行通りだが、分母(リスク)の計測手法が精緻化される。

第二の柱 監督上の検証

銀行自身に自らの経営の特色とリスクの実状を踏まえた自己資本戦略の策定を求め、その内容を当局が検証していく。

第三の柱 市場規律

銀行に対し、リスクや資本構成の開示(ディスクロージャー)を求め、それを通じて市場規律の実効性を高める。

2. 第一の柱(最低自己資本比率規制)に関しては、以下の二点がポイントとなる。

信用リスク計測の精緻化

銀行に、標準的手法と内部格付手法のうちから選択することを認める。

標準的手法 格付会社の格付などをを利用して借り手の信用リスクを評価する方法。現行規制に比較的近い内容。

内部格付手法 銀行が内部管理のために行っている格付を利用して、借り手の信用リスクを評価する方法。このなかでも、更に、基礎的なものと先進的なものの選択を認める。

オペレーション・リスクの計測

事務事故や不正行為によって損失が生ずるリスクについても、複数の計測手法を提案、銀行の選択にゆだねることしている。

問2 なぜ見直しが必要なのか。

1. 1988年(昭和63年)に現行のBIS規制ができて既に10年以上を経ており、現状にそぐわない面が出てきたためである。
2. 具体的には、以下のような点が主な理由である。
 - (1) 銀行の抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、金融システムの安定を確保するためには、規制で最低自己資本比率を課すだけなく、銀行自身の内部管理や、市場規律に重点を置いていく必要が高くなつたこと。
 - (2) 銀行の業務内容やリスク管理の手法が多様化する中で、すべての銀行に同じリスク計測手法の採用を求め続けるならば、却ってリスク管理の向上の妨げとなりかねないことから、多様な選択肢を提供する必要が高くなつたこと。
 - (3) 現行規制では、リスクの把握が大雑把であるため、取引に歪みを生じる例もでてきた。また、オペレーション・リスクのように、現行規制では十分把握できないリスクの重要性も増してきた。このため、リスク計測を精緻化する必要が高くなつたこと。

問3 日本の金融当局としては、どのような点を主張してきたのか。

1. 主な点を例として挙げれば以下の通り。
 - 我が国の金融機関の内部管理手法の実態等を考慮し、一律の規制を見直し、多様なリスク管理手法をできるだけ活用できるものとすること
 - 小口貸付のリスク分散効果など、個人向け融資、中小企業融資の特性を考慮した取扱いを盛り込むこと
 - (注) その他、次のような点が挙げられる。
 - (1) 邦銀の事務の正確性が十分に反映されるようなオペレーション・リスク計測手法を選択肢の一つとして盛り込むこと
 - (2) 内部格付手法において、不動産担保によるリスク削減効果を盛り込むこと
 - (3) 標準的手法において、格付のない借り手に対する融資の扱いを現状より厳しくしないこと
 - (4) 標準的手法において、国の格付については、格付会社によるものだけではなく、OECDの基準に沿って輸出信用機関(わが国の場合には国際協力銀行や貿易保険)などが公表している格付も利用できることとすること

- これらの点が最終案に盛り込まれることとなるか否かについては予断を許さないものの、第2次市中協議案にはこうした点も盛り込まれたところである。

問4 邦銀への影響についてどうみているのか。

- 見直し後のBIS規制では、銀行は、標準的手法と内部格付手法のうちから、自らに適した手法を選択することとなる。
- 標準的手法についていえば、格付のない企業に向けた融資の扱いが現行どおりとされていることなどに鑑みれば、現状の規制と大きな隔りは想定しがたい。
- 他方、内部格付手法については、定義や計数に未確定なところも多いが、銀行の資産内容等の違いによるリスクの違いがより正確に自己資本比率に反映されるようになるものと見込まれる。
- 国際金融市场で中心的な役割を果たすことを目指す銀行については、市場や外国当局から、内部格付手法の利用が期待されるものと見込まれる。当局としては、我が国の銀行業の実態に即した内部格付手法となるよう、今後ともバーゼル委員会での働きかけを続けていく考えであるが、国際的に活躍する主要行などにおいても、今後2004年の見直し適用開始までの時間を活かし、積極的な対応に努めていくことが必要になるものと考える。

問5 見直しによって貸し済りが生じることはないか。

- 第2次市中協議案では、平均的な自己資本の負担水準については、軽くも重くもしないとの方針が示されている。
- また、個人向けや中小企業向け融資について、その特性を考慮した取扱いを最終案策定までに盛り込む、との方針も示されている。
- 以上のようなことから、今回の見直し自体が貸し済りの原因となるとは考えていない。
- 現状では、一部定義や計数に未確定なところがあるが、当局としては、上記のような方針に沿った最終案となるよう今後ともバーゼル委員会での働きかけに努めて参りたい。

問6 個人向けや中小企業向けの融資についての配慮として、どのような内容が検討されているのか。

1. 見直し後のBIS規制では、銀行は、標準的手法と内部格付手法のうちから、自らに適した手法を選択して適用することとなる。
2. 内部格付手法では、民間向け貸し出しをリテールとそれ以外の企業向け融資に分け、前者の所要自己資本の水準を後者に比べ低くする案が示されている(注:例として半減案を提示)。また、リテール以外の企業向け融資についても、小口貸付のリスク分散効果を反映させるための指標の導入が提案されている。
3. 標準的手法については、内部格付手法における今後の検討の進展を踏まえ、リテールの所要自己資本額を軽減する可能性を検討していくこととされている。
4. リテールの定義などを含め、第2次市中協議案には未確定なところも多いが、小口分散によるリスク削減効果については、これまでもわが国当局を中心となって主張してきたところであり、今後ともこうした考え方が最終案に反映されるよう努めてまいりたい。

問7 今回の見直しの地域金融機関や協同組織金融機関に与える影響如何。今回の見直しは国内基準にもそのまま適用するのか。

1. 我が国の自己資本比率規制は、国際的に活動している金融機関(現在 28 行庫)を対象とした国際統一基準と、その他の金融機関(地銀の多く、第二地銀、信金、信組)を対象とした国内基準からなっている。
2. 今回のBIS規制の見直しは、もっぱら分母の計算にかかるものであるが、現行の国内基準は、分母の計算の仕方については、BIS規制にそのまま準拠した形となっている。
3. 今回の見直しを、国内基準にどのように適用するかについては、見直しの最終案を見極めつつ判断すべき問題と考える。

問8 金融行政のあり方に対する影響如何。

今回の見直しは、「自己責任・市場規律を中心とした行政への転換」という当庁の基本方針に沿った内容のものであり、当庁としても、これまで進めてきた検査・監督体制の充実に向けた努力を、今後とも続けて行きたいと考えるが、具体的な対応については最終案を見極めつつ十分検討していくこととしたい。

問9 今回の見直し案が現行のものに比べ大部なものとなっているのはなぜか。

1. 銀行の行う業務内容は、近年、多様化、複雑化、高度化が著しく、銀行の内部管理の手法も、これに併せて高度化している。今回の見直しは、こうした銀行実務の進展に規制を合わせていくものであるので、現行規制に比べ、詳細になっている面があることは事実である。
2. ただ、今回の見直し案は、銀行が自らのリスク管理の実情等に応じて、さまざまな選択肢の中から最も自らに適したものを選択できるように策定されている。先進的な銀行を念頭に置いた選択肢はかなり詳細な内容となっているが、標準的手法を採用する場合には、現行規制に比べ、それ程詳細になる訳ではない。

(参考)

バーゼル銀行監督委員会

日、米、英、独、仏、加、伊、スイス、スウェーデン、蘭、白、ルクセンブルグの12ヶ国の銀行監督当局と中央銀行からなる委員会。BIS(国際決済銀行、本部バーゼル)が事務局を務めているが、BIS自体からは独立して意思決定を行っている。現在の議長はニューヨーク連銀のマクドナー総裁。1975年に創設された。

BIS規制

国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。国際的な金融システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行の間の競争上の不均衡の軽減を目的として、1988年にバーゼル委員会で取り決められた。一定の方式で計算されたリスクアセット(例えば、現行規制では、企業向けの貸付けは一律100%と評価、国債保有は0%等)の合計と、自己資本の間の比率が、8%以上であることを求めている。